

**金沢市集約都市形成計画  
居住誘導区域外・誘導施設  
に係る届出の手引き**

**金 沢 市**

(令和7年9月変更)

# — 目 次 —

1. 居住誘導区域外における事前届出 ······ 1

2. 誘導施設に関する事前届出 ······ 4

## 参考資料

### ＜居住誘導区域外に関する届出の様式＞

　　様式第一（開発行為届出書） ······ 8

　　様式第二（新築・改築・用途変更等に関する行為届出書） ······ 9

　　様式第三（行為の変更届出書） ······ 10

### ＜誘導施設に関する届出の様式＞

　　様式第四（開発行為届出書） ······ 11

　　様式第五（新築・改築・用途変更等に関する行為届出書） ······ 12

　　様式第六（行為の変更届出書） ······ 13

　　様式第七（誘導施設の休廃止） ······ 14

### ＜区域図＞

　　居住誘導区域図 ······ 15

　　都市機能誘導区域図 ······ 16

### ＜その他＞

　　Q & A ······ 17

# 1. 居住誘導区域外における事前届出

## (1) 届出制の目的

金沢市集約都市形成計画の適正な運用に向け、居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するための制度です。

## (2) 届出の対象となる行為

居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には市への届出が義務付けられています。（都市再生特別措置法第88条第1項）

届出が必要な行為		
開発行為 <sup>*1</sup>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 3戸以上の住宅<sup>*2</sup>の建築目的の開発行為  </li><li>◆ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で1,000 m<sup>2</sup>以上の規模のもの 1戸の開発行為で 1,100m<sup>2</sup>の場合… </li><li>2戸の開発行為で 900m<sup>2</sup>の場合… </li></ul>	 届出が必要
建築等行為	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合</li><li>◆ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合</li></ul>  	 届出が必要

\*1 開発行為とは、主として、「建築物の建築や特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」をいいます（都市計画法第4条第12項）。

\*2 住宅には共同住宅（住戸）を含みます。

### (3) 届出の時期・手続きの流れ

開発行為、建築等行為に着手する30日前までに届出が必要となります。（都市再生特別措置法第88条第1項）なお、開発許可申請及び建築確認申請等に先行して届出してください。（電子申請サービスもご利用できます）



※工事着手の30日前までに届出が必要です。

（変更届も同様です）

※窓口に届出を提出した場合、

受付印を押印の上、写しを返却します。

### (4) 届出書類の作成

届出は、以下の区分により、あらかじめ定められている届出書（様式）に添付図書を添えて行います。

《開発行為の場合》 ◆届出書	-----	様式第一
《建築等行為の場合》 ◆届出書	-----	様式第二
《上記2つの届出内容を変更する場合》 ◆届出書	-----	様式第三

区分	添付図書	備考
開発行為の場合	①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面	縮尺1,000分の1程度
	②設計図	縮尺100分の1程度
	③その他参考となる事項を記載した図書	
建築等行為の場合	①敷地内における住宅等の位置を表示する図面	縮尺100分の1程度
	②住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図	縮尺50分の1程度
	③その他参考となる事項を記載した図書	
上記2つの届出内容を変更する場合	上記のそれぞれの場合と同様	

---

## (5) 届出を要しない軽易な行為（都市再生特別措置法第88条第1項、同法施行令第27条）

次に掲げる行為については、届出は必要ありません。

- ①軽易な行為その他の行為
- ②非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ③都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

## 2. 誘導施設に関する事前届出

### (1) 届出制の目的

金沢市集約都市形成計画の適正な運用に向け、都市機能誘導区域内外における誘導施設の整備の動向を把握するための制度です。

### (2) 届出の対象となる行為

#### (都市機能誘導区域外)

都市機能誘導区域外の区域等<sup>注)</sup>で、誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合には市への届出が義務付けられています。（都市再生特別措置法第108条第1項）  
注) 都市機能誘導区域内であっても、次項に示す誘導施設ごとに“誘導する区域”が定められており、誘導する区域外で以下の行為を行う場合も届出が必要になります。

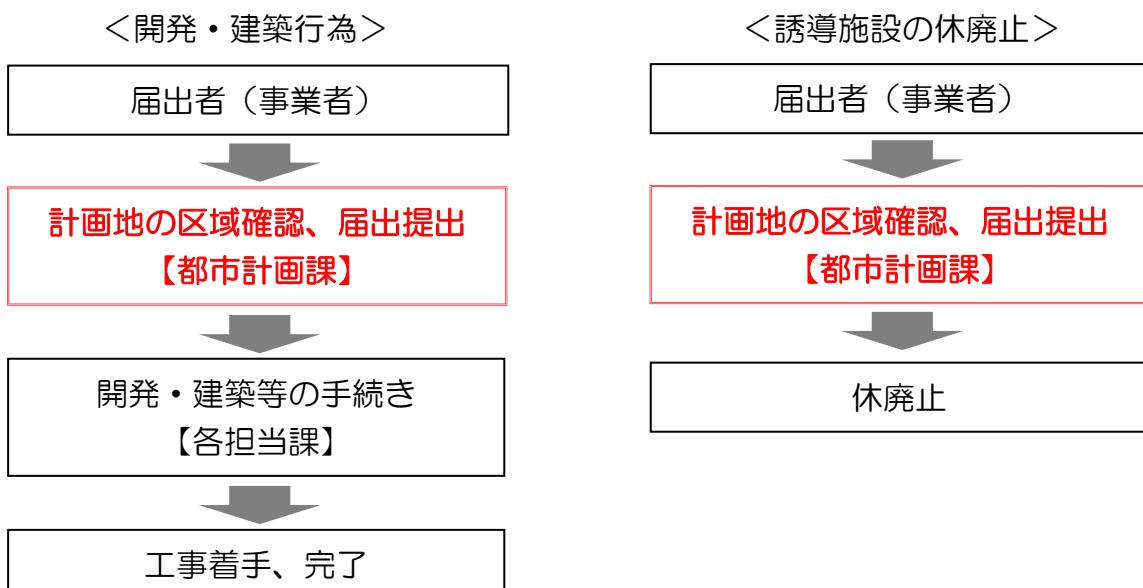
届出が必要な行為	
開発行為	◆誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等 行為	◆誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ◆建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ◆建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

#### (都市機能誘導区域内)

都市機能誘導区域内で誘導施設の休止または廃止を行う場合、市への届出が義務付けられています。（都市再生特別措置法第108条の2第1項）

### (3) 届出の時期・手続きの流れ

開発行為等に着手する30日前までに届出が必要となります。なお、開発許可申請及び建築確認申請等に先行して届出してください。



<対象となる誘導施設及び誘導する区域>

誘導施設	根拠法等	対象施設種別	誘導する区域		
			都心 拠点	地域 拠点	特定機 能地区
大学及び専修学校 その他関連施設	学校 教育法	法第1条に定める大学、高等専門学校 法第124条に定める専修学校 法第134条第1項に定める各種学校	○	○	○
図書館	図書館法	法第2条第1項に定める図書館	○	-	○
美術館、博物館	博物館法	法第2条第1項に定める博物館、 法第29条に定める博物館に相当する施設	○	-	○
コンベンション施設 大規模ホール施設	-	客席数 500 席以上の多目的ホールを有する施設	○	-	-
特定機能病院 地域医療支援病院	医療法	法第4条の2に定める病院 法第4条に定める病院	○	○	○
福祉健康センター	母子保健法 地域保健法	法第22条に定める施設 法第18条に定める施設	○	○	○
複合商業施設 (延べ面積3,000m <sup>2</sup> 超)	-	物販、飲食、サービスの複数店舗による施設	○	-	-
市民の利便性の向上に資する施設であって、都市機能の増進に寄与するものとして市長が指定するもの（延べ面積1,000m <sup>2</sup> 以上）			○	○	○

※1 複合商業施設の対象となる用途は、下表に示す建築基準法施行規則の別記様式の用途を示す記号 08438、08440、08450、08452、08456、08458、08460の用途とする。

※2 例えば、図書館は、都心拠点と特定機能地区では届出不要ですが、地域拠点や都市機能誘導区域外では届出が必要です。

<複合商業施設の対象用途>

建築物又は建築物の部分の用途の区分		用途を示す記号
物販	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	08440
飲食	飲食店	08450
	食堂又は喫茶店	08452
サービス	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭用電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗	08460

## (4) 届出書類の作成

届出は、以下の区分により、あらかじめ定められている届出書（様式）に添付図書を添えて行います。

《開発行為の場合》 ◆届出書	-----	様式第四
《建築等行為の場合》 ◆届出書	-----	様式第五
《上記2つの届出内容を変更する場合》 ◆届出書	-----	様式第六
《誘導施設の休廃止の場合》 ◆届出書	-----	様式第七

区分	添付図書	備考
開発行為の場合	①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面	縮尺1,000分の1程度
	②設計図	縮尺100分の1程度
	③その他参考となる事項を記載した図書	
建築等行為の場合	①敷地内における建築物の位置を表示する図面	縮尺100分の1程度
	②建築物の2面以上の立面図及び各階平面図	縮尺50分の1程度
	③その他参考となる事項を記載した図書	
上記2つの届出内容を変更する場合	上記のそれぞれの場合と同様	
誘導施設の休廃止の場合	なし	

## (5) 届出を要しない軽易な行為

(都市再生特別措置法第108条第1項、同法施行令第35条)

次に掲げる行為については、届出は必要ありません。

- ①軽易な行為その他の行為
- ②非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ③都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

# 参考資料

＜居住誘導区域外に関する届出に関する様式＞

様式第一（開発行為届出書）	8
様式第二（新築・改築・用途変更等に関する行為届出書）	9
様式第三（行為の変更届出書）	10

＜誘導施設に関する届出に関する様式＞

様式第四（開発行為届出書）	11
様式第五（新築・改築・用途変更等に関する行為届出書）	12
様式第六（行為の変更届出書）	13
様式第七（休廃止届出書）	14

＜区域図＞

居住誘導区域図	15
都市機能誘導区域図	16

＜その他＞

Q&A	17
-----	----

様式第一

開発行為届出書

(金沢市集約都市形成計画に定める居住誘導区域外における開発行為届出)

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住 所

氏 名

連絡先

開 發 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (地名地番)	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	地目 :

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面  
(位置図等 縮尺 1/1,000 程度)
- 設計図 (設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 程度)
- その他参考となるべき事項を記載した図面

## 様式第二

### 住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して 住宅等とする行為の届出書 (金沢市集約都市形成計画に定める居住誘導区域外における建築等行為届出)

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

〔 住宅等の新築  
　建築物を改築して住宅等とする行為  
　建築物の用途を変更して住宅等とする行為 〕について、下記により届け出します。

年　　月　　日

(宛先) 金沢市長

届出者　住 所

氏 名

連絡先

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在： 地目： 面積：
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺1/100程度）
- ・住宅等の二面以上の立面図（縮尺1/50程度）、各階平面図（縮尺1/50程度）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面  
〔位置図等（縮尺1/1,000程度）、求積図（上記図面で面積が確認できない場合）〕

### 様式第三

#### 行為の変更届出書

年　月　日

(宛先) 金沢市長

届出者　住　所

氏　名

連絡先

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日

年　月　日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日

年　月　日

4 変更部分に係る行為の完了予定日

年　月　日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

《開発行為の場合》

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面  
(位置図等 縮尺 1/1,000 程度)      • 設計図 (設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 程度)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

《建築行為の場合》

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面 (配置図 縮尺 1/100 程度)
- ・住宅等の二面以上の立面図 (縮尺 1/50 程度)、各階平面図 (縮尺 1/50 程度)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面  
〔位置図等 (縮尺 1/1,000 程度)、求積図 (上記図面で面積が確認できない場合)〕

## 様式第四

### 開発行為届出書

(金沢市集約都市形成計画に定める都市機能誘導区域外における開発行為届出)

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年　　月　　日

(宛先) 金沢市長

届出者　住　所

氏　名

連絡先

開 發 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (地名地番)	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年　　月　　日
	5 工事の完了予定年月日	年　　月　　日
	6 その他必要な事項	地目：

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面  
(位置図等 縮尺1/1,000程度)
- ・設計図(設計平面図、計画平面図 縮尺1/100程度)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

## 様式第五

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくは  
その用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書  
(金沢市集約都市形成計画に定める都市機能誘導区域外における建築等行為届出)

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

{ 誘導施設を有する建築物の新築  
建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為  
建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 }

について、下記により届け出ます。

年　　月　　日

(宛先) 金沢市長

届出者　住　所

氏　名

連絡先

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在： 地目： 面積：
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- 敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺1/100程度）
- 住宅等の二面以上の立面図（縮尺1/50程度）、各階平面図（縮尺1/50程度）
- その他参考となるべき事項を記載した図面  
〔位置図等（縮尺1/1,000程度）、求積図（上記図面で面積が確認できない場合）〕

## 様式第六

### 行為の変更届出書

年　月　日

(宛先) 金沢市長

届出者　住　所

氏　名

連絡先

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日　　年　月　日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日　　年　月　日

4 変更部分に係る行為の完了予定日　　年　月　日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

《開発行為の場合》

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺1/1,000程度）
- ・設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺1/100程度）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

《建築行為の場合》

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺1/100程度）
- ・住宅等の二面以上の立面図（縮尺1/50程度）、各階平面図（縮尺1/50程度）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面  
〔位置図等（縮尺1/1,000程度）、求積図（上記図面で面積が確認できない場合）〕

## 様式第七

### 誘導施設の休廃止届出書

年　月　日

(宛先) 金沢市長

届出者　住　所

氏　名

連絡先

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、下記により届け出ます。

記

1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

2 休止(廃止)しようとする年月日 年　月　日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間 年　月　日まで  
(廃止の場合は記入不要)

4 休止(廃止)に伴う措置

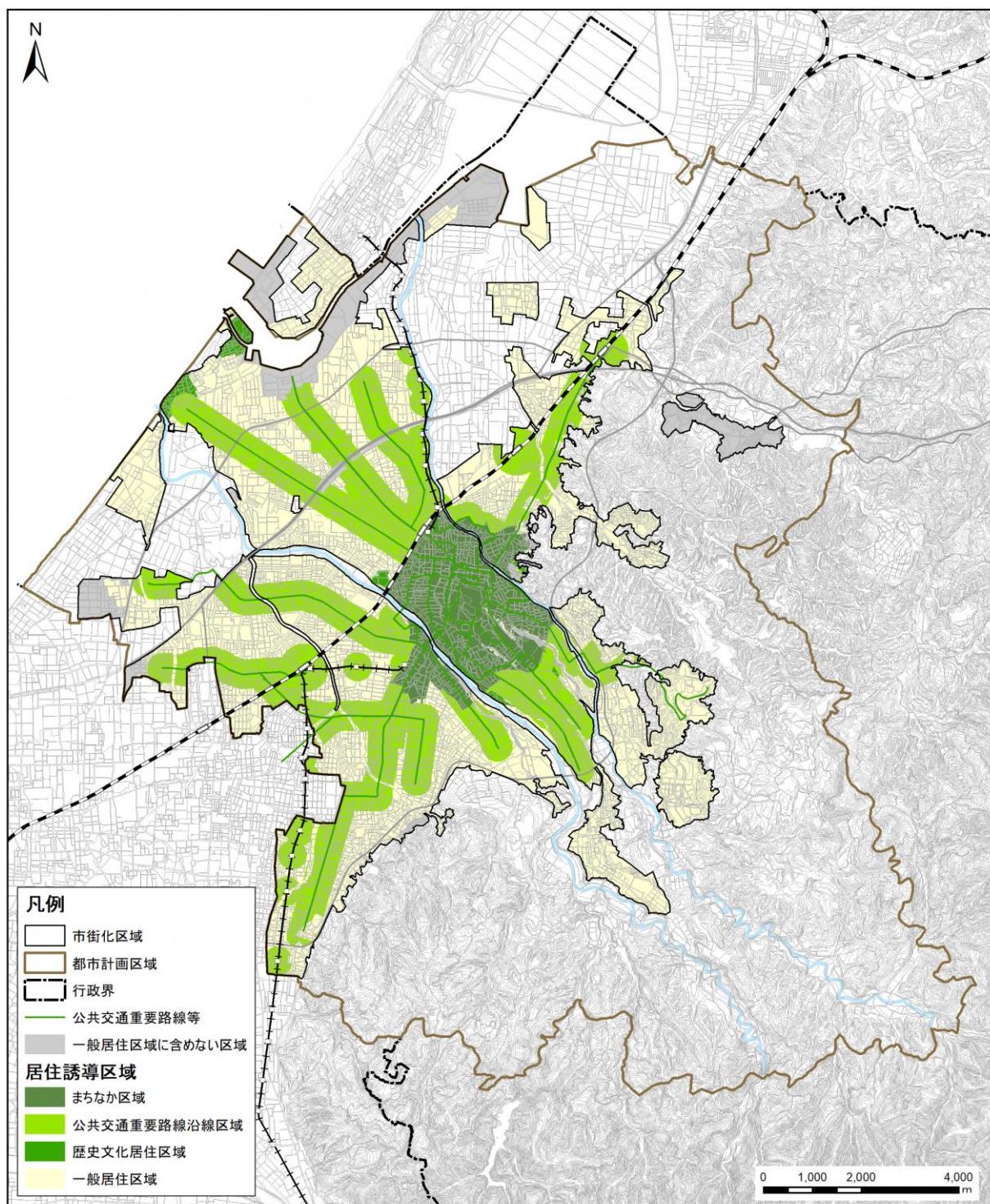
(1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は、存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は、当該建築物の除却の予定期限その他の事項について記入すること

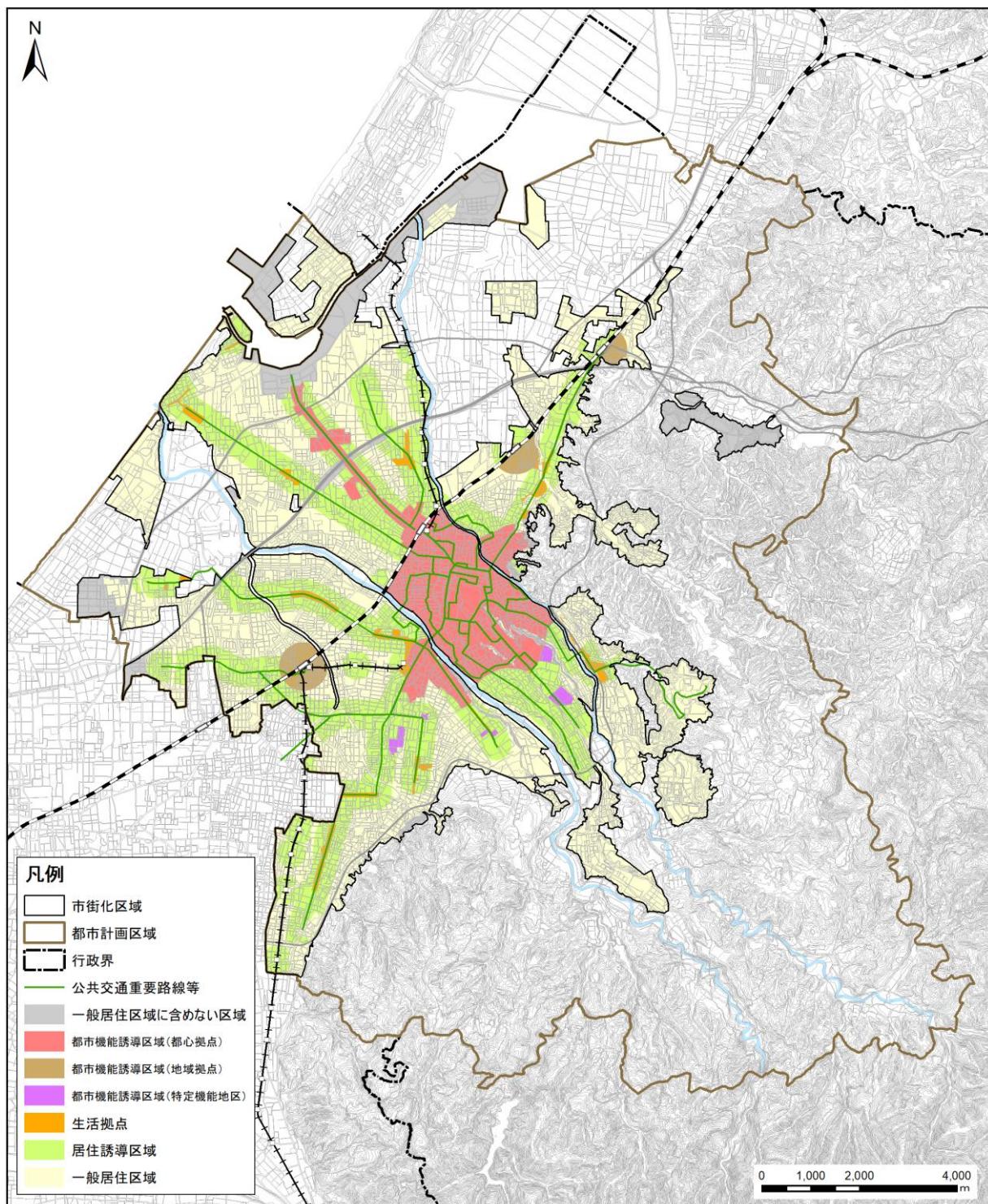
## ■居住誘導区域図



※区域は金沢市まちづくり支援情報システムでご覧いただけます。

詳細な区域確認等については金沢市都市整備局 都市計画課の窓口へ直接お越し下さい。

## ■都市機能誘導区域図



※区域は金沢市まちづくり支援情報システムでご覧いただけます。

詳細な区域確認等については金沢市都市整備局 都市計画課の窓口へ直接お越し下さい。

## ■ Q & A

### Q. 金沢市集約都市形成計画とは？

A. 平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法が改正され、人口減少および少子高齢化への対応として、コンパクト+ネットワークによるまちづくりを目指すため「立地適正化計画」が位置づけられました。

立地適正化計画は、市が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランです。

本市においても、中長期的な人口減少・少子高齢化に対応できるよう、持続的発展が可能となる集約型都市への転換が必要と考えています。

このため、2009 年改訂の都市計画マスタープランにおける「都市構造の集約化の考え方」を具現化する計画として位置づけ、都市機能や居住機能の誘導を図る「立地適正化計画」を包含したうえで、本市の個性や事情などを反映させた計画として、「金沢市集約都市形成計画」を策定しました。（平成 29 年 3 月）

### Q. なぜ事前届出が必要なの？

A. 居住誘導区域外における住宅開発行為等や、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備等に関しては、都市再生特別措置法により、行為に着手する日の 30 日前までに届出しなければならないことが定められています。

本市では、届出制度の運用により、開発行為等の動向を事前に把握し、人口密度の維持や日常生活に必要なサービス機能などの計画的な誘導を図ります。

### Q. 開発行為とは？

A. 土地の区画形質の変更（土地に対して物理力を行使する行為や土地の利用状況を変更する行為）を開発行為として規制の対象としています。

なお、開発許可（都市計画法第 29 条）が不要なものも含みます。

### Q. 届出対象区域の内外にわたる場合は、届出は必要ですか？

A. 届出対象行為を行おうとする土地の一部でも居住誘導区域内または都市機能誘導区域内であれば、届出は不要です。

### Q. サービス付高齢者向け住宅や社員住宅の場合は、「住宅」に該当しますか？

A. 実態に応じて、建築基準法の共同住宅に該当すると判断されるものは、「住宅」として取り扱います。「寄宿舎」に該当するものは、「住宅」として取り扱いません。

Q. 届出書は何部必要ですか？

A. 1部提出してください。

Q. 届出義務はいつから発生しますか？

A. 「金沢市集約都市形成計画」に基づく届出制度は、平成29年3月31日に施行されます。

Q. 届出をしなかった場合、罰則はありますか？

A. 届出をしないで、又は虚偽の届出をして届出対象行為を行った場合は、30万円以下の罰金に科せられる場合があります。

Q. 居住誘導区域外における一定規模以上の住宅開発等や都市機能誘導区域外における誘導施設の整備は規制されるのですか？

A. 届出制度は、立地の動向を把握するためのものであり、特に規制等は伴いません。

ただし、「金沢市集約都市形成計画」では、中長期的な人口減少・少子高齢化に対応できるよう、持続的発展が可能となる集約型都市への転換が必要と考えており、そのために住宅や誘導施設を各種誘導区域内へ緩やかに誘導していく方針です。

なお、都市再生特別措置法において、市長は、居住誘導区域内や都市機能誘導区域内においてそれぞれの立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、届出者に対して、立地を適正なものとするために必要な勧告をすることとなっています（法第88条3項、法第108条3項）。

Q. 届出書の提出や相談窓口はどこですか？

A. 金沢市都市整備局 都市計画課の窓口へ直接お越し下さい。

(居住誘導区域外における届出は、電子申請サービスでも提出できます)

金沢市都市整備局都市計画課

TEL : 076-220-2353 FAX : 076-222-5119

E-mail : [tokei@city.kanazawa.lg.jp](mailto:tokei@city.kanazawa.lg.jp)